

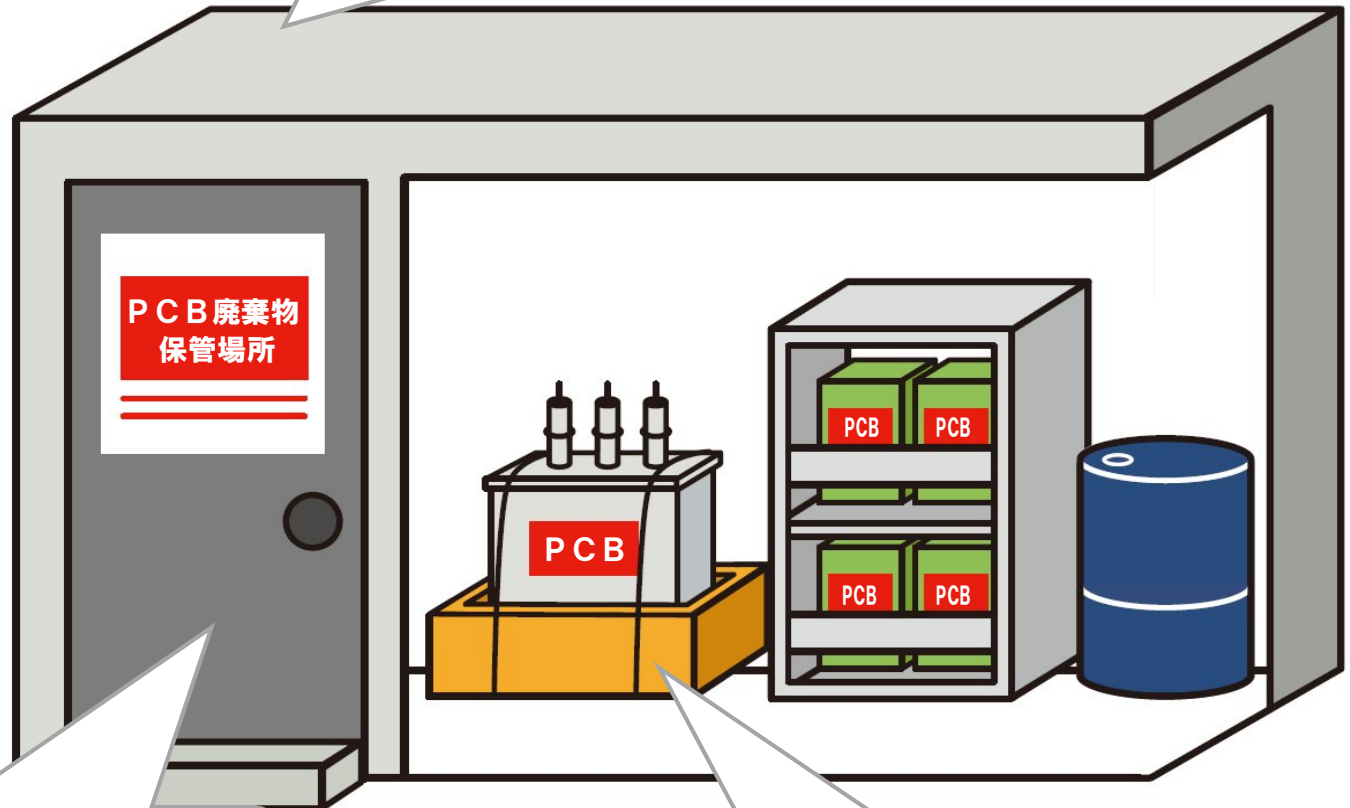
# PCB廃棄物 保管方法について

PCBが含まれている電気機器等廃棄物は、法律で規定された以下の保管基準に従い、適切に保管してください。

- ① 保管場所の周囲に囲いを設置すること  
(法施行規則第八条の十三 第一号イ)
- ② 見やすい箇所に掲示板を設置すること  
(縦、横60cm 以上) (第一号ロ)
- ③ 廃棄物が飛散、流出、地下浸透しない、  
並びに悪臭が発散しないように措置を  
すること (第二号)
- ④ ねずみが生息しない、蚊、はえなどが  
発生しないようにすること (第三号)
- ⑤ その他の物と混入しないよう仕切りを  
設けるなどの必要な措置をすること  
(第四号)
- ⑥ 容器に入れ密閉すること、揮発防止の  
ための措置をすること及び高温にさら  
されないように必要な措置をすること  
(第五号イ)
- ⑦ 汚染物の腐食を防止するために必要な  
措置をすること (第五号二)
- ⑧ 保管事業場ごとに特別管理産業廃棄物  
管理責任者を置くこと  
(法第十二条の二第8項)

(関係法令 省令：廃棄物処理法施行規則第八条の十三  
廃棄物処理法第十二条の二第8項)

① ⑤ PCB廃棄物専用の保管庫で  
屋内保管することが望ましい



② ⑧ **特別管理産業廃棄物を保管している場所である旨  
保管する特別管理産業廃棄物の種類 (PCB)  
管理責任者の氏名又は名称・連絡先  
などを記載した掲示板を見やすい場所に掲示する**

③ ⑦ 転倒しないよう安定した状態で保管する  
腐食等によりPCBが漏れ出す恐れがある場合  
油受け容器に入れる